

福井県青少年愛護条例の一部を改正する条例 新旧対照表  
 福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 青少年の健全育成に関する施策（第六条―第九条）</p> <p>第三章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第十条―第四十三条の三）</p> <p>第四章 雑則（第四十四条―第五十条）</p> <p>第五章 罰則（第五十一条・第五十二条）</p> <p>（定義）</p> <p>第五条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 <u>玩具刃物類</u> <u>玩具</u>、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 青少年の健全育成に関する施策（第六条―第九条）</p> <p>第三章 青少年の健全育成を阻害する行為の規制（第十条―第四十三条）</p> <p>第四章 雑則（第四十四条―第五十条）</p> <p>第五章 罰則（第五十一条・第五十二条）</p> <p>（定義）</p> <p>第五条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 青少年 小学校就学の始期から十八歳に達するまでの者（民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により成年者と同じの行為能力を有する者を除く。）をいう。</p> <p>二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、青少年を現に監護する者をいう。</p> <p>三 興行 映画、演劇、音楽、演芸その他の興行をいう。</p> <p>四 図書等 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真および彫刻ならびにレコード、録音テープ、映写用フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、シーデイーロムその他の音声または映像が記録されているものならびにこれらに類するものをいう。</p> <p>五 <u>がん具刃物類</u> <u>がん具</u>、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三</p>

改正案	現行
<p>年法律第六号) 第二条第二項に規定する刀剣類を除く。) その他これらに類するものをいう。</p> <p>六〜八 (略)</p> <p>(有害玩具刃物類の販売等の禁止)</p> <p>第十四条 知事は、玩具刃物類の形状、構造または機能が人体に危害を及ぼし、または著しく性的感情を刺激するおそれがあるため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年の健全な育成に有害な玩具刃物類として指定することができる。</p> <p>2 玩具刃物類のうち、専ら性交またはこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造または機能を有するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 玩具刃物類の販売または貸付けを業とする者(以下「玩具刃物類」の</p>	<p>年法律第六号) 第二条第二項に規定する刀剣類を除く。) その他これらに類するものをいう。</p> <p>六 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。) 第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業および同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> <p>七 利用カード テレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な事項が記載されたカードその他の物品をいう。</p> <p>八 広告物 公衆に表示され、または頒布されるものであつて、看板、はり紙およびちらしならびに建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいう。</p> <p>(有害がん具刃物類の販売等の禁止)</p> <p>第十四条 知事は、がん具刃物類の形状、構造または機能が人体に危害を及ぼし、または著しく性的感情を刺激するおそれがあるため、これを青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年の健全な育成に有害ながん具刃物類として指定することができる。</p> <p>2 がん具刃物類のうち、専ら性交またはこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造または機能を有するものは、前項の規定による指定を受けたものとみなす。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による指定をしたとき(前項の規定により第一項の規定による指定を受けたものとみなされる場合を除く。)は、その旨およびその理由を公示しなければならない。</p> <p>4 がん具刃物類の販売または貸付けを業とする者(以下「がん具刃物類」の</p>

改正案	現行
<p>販売業者等」という。)は、青少年に対し、第一項の規定による指定を受けた玩具刃物類(第二項の規定により第一項の規定による指定を受けたものとみなされる玩具刃物類)を含む。以下「有害玩具刃物類」という。)の販売等をしてはならない。</p> <p>5 玩具刃物類の販売業者等は、有害玩具刃物類に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。</p> <p>6 何人も、青少年に対し、有害玩具刃物類の販売等をし、または携帯をさせないようにしなければならない。</p> <p>(自動販売機等の設置の届出)</p> <p>第十五条 図書等または玩具刃物類の自動販売機または自動貸出機(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備を用いて送信された画像を確認することにより販売または貸出しの操作をすることができる販売機または貸出機を含む。以下「自動販売機等」という。)を設置しようとする者は、その設置する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更(次項の規定による届出に係る変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>一〜六 (略)</p>	<p>販売業者等」という。)は、青少年に対し、第一項の規定による指定を受けたがん具刃物類(第二項の規定により第一項の規定による指定を受けたものとみなされるがん具刃物類)を含む。以下「有害がん具刃物類」という。)の販売等をしてはならない。</p> <p>5 がん具刃物類の販売業者等は、有害がん具刃物類に係る広告物を青少年が容易に視認できる箇所に掲示し、または青少年に頒布してはならない。</p> <p>6 何人も、青少年に対し、有害がん具刃物類の販売等をし、または携帯をさせないようにしなければならない。</p> <p>(自動販売機等の設置の届出)</p> <p>第十五条 図書等またはがん具刃物類の自動販売機または自動貸出機(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備を用いて送信された画像を確認することにより販売または貸出しの操作をすることができる販売機または貸出機を含む。以下「自動販売機等」という。)を設置しようとする者は、その設置する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更(次項の規定による届出に係る変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>一 住所および氏名(法人(その他の団体を含む。以下同じ。)にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号</p> <p>二 設置場所</p> <p>三 収納する物品の種類</p> <p>四 設置場所の提供者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>(自動販売機等による販売等の届出)</p> <p>第十六条 自動販売機等により図書等または玩具刃物類の販売または貸付けをしようとする者(以下「自動販売業者」という。)は、その使用する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更(次項の規定による届出に係る変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>五 設置予定年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第二号に掲げる事項を除く。)に変更があつたとき、またはその届出に係る自動販売機等の設置を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(自動販売機等による販売等の届出)</p> <p>第十六条 自動販売機等により図書等またはが<del>ん</del>具刃物類の販売または貸付けをしようとする者(以下「自動販売業者」という。)は、その使用する自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これらの事項の変更(次項の規定による届出に係る変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p> <p>一 住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号</p> <p>二 次条第一項に規定する自動販売機等の管理を行う者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所または営業所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号</p> <p>三 自動販売機等を設置する者の住所および氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに電話番号</p> <p>四 自動販売機等の設置場所</p> <p>五 収納する物品の種類</p> <p>六 販売または貸付けの開始予定年月日</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第四号に</p>

改正案	現行
<p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p>第十七条 自動販売業者は、自動販売機等による凶書等または玩具刃物類の販売または貸付けに関し、この条例の定める事項を行わせるため、その使用する自動販売機等ごとに、その管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自動販売業者の住所または所在地と同一の市町内に設置する自動販売機等については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動販売機等による販売等の届出済証の貼付)</p> <p>第十八条 第十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証を貼付しなければならない。</p> <p>2 前項の届出済証が滅失し、毀損し、またはその識別が困難となったときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。</p>	<p>掲げる事項を除く。）に変更があつたとき、またはその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日または廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(自動販売機等管理者の設置)</p> <p>第十七条 自動販売業者は、自動販売機等による凶書等またはがん具刃物類の販売または貸付けに関し、この条例の定める事項を行わせるため、その使用する自動販売機等ごとに、その管理を行う者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自動販売業者の住所または所在地と同一の市町内に設置する自動販売機等については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>一 その管理に係る自動販売機等の設置場所と同一の市町内に住所（法人にあつては、主たる事務所または営業所）を有する者であること。</p> <p>二 自動販売業者から自動販売機等管理者としてこの条例に定める事項を的確に履行するための一切の権限を付与されている者であること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件</p> <p>(自動販売機等による販売等の届出済証のちよう付)</p> <p>第十八条 第十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証をちよう付しなければならない。</p> <p>2 前項の届出済証が滅失し、き損し、またはその識別が困難となったときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(自動販売機等への有害図書等および有害玩具刃物類の収納の禁止等)</p> <p>第十九条 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機等に有害図書等または有害玩具刃物類を収納してはならない。</p> <p>2 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機等に収納されている図書等または玩具刃物類が有害図書等または有害玩具刃物類となつたときは、直ちに、当該図書等または玩具刃物類を自動販売機等から撤去しなければならない。</p> <p>(自動販売機等の設置場所の提供者の義務)</p> <p>第二十条 図書等または玩具刃物類の自動販売機等の設置場所を提供する者は、提供の際、当該自動販売機等に有害図書等または有害玩具刃物類が収納されないことを確認するように努めるとともに、提供の後、これらが収納されていることを知つたときは、知事にその旨を通報するように努めなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第二十一条 第十五条から前条までの規定は、自動販売機等が風営法第二条第一項に規定する風俗営業(同法第二条第一項第五号の営業を除く。)もしくは同法第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所、有害興行を行う興行場またはテレホンクラブ等営業に係る営業所(以下これらを「青少年立入禁止場所」という。)において、当該青少年立入禁止場所の外から有害図書等または有害玩具刃物類を購入または借受けできない場所に設置されている場合には、適用しない。</p>	<p>(自動販売機等への有害図書等および有害がん具刃物類の収納の禁止等)</p> <p>第十九条 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機等に有害図書等または有害がん具刃物類を収納してはならない。</p> <p>2 自動販売業者または自動販売機等管理者は、その使用し、または管理する自動販売機等に収納されている図書等またはがん具刃物類が有害図書等または有害がん具刃物類となつたときは、直ちに、当該図書等またはがん具刃物類を自動販売機等から撤去しなければならない。</p> <p>(自動販売機等の設置場所の提供者の義務)</p> <p>第二十条 図書等またはがん具刃物類の自動販売機等の設置場所を提供する者は、提供の際、当該自動販売機等に有害図書等または有害がん具刃物類が収納されないことを確認するように努めるとともに、提供の後、これらが収納されていることを知つたときは、知事にその旨を通報するように努めなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第二十一条 第十五条から前条までの規定は、自動販売機等が風営法第二条第一項に規定する風俗営業(同法第二条第一項第五号の営業を除く。)もしくは同法第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所、有害興行を行う興行場またはテレホンクラブ等営業に係る営業所(以下これらを「青少年立入禁止場所」という。)において、当該青少年立入禁止場所の外から有害図書等または有害がん具刃物類を購入または借受けできない場所に設置されている場合には、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)</p> <p>第三十五条の三 何人も青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない<sup>9)</sup></p> <p>一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノまたは同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を行うよう求めること。</p> <p>二 青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または青少年に対し対償を供与し、もしくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。</p> <p>(場所の提供および周旋等の禁止)</p> <p>第三十七条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、または青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、またはその周旋をしてはならない。</p> <p>一 みだらな性行為またはわいせつな行為</p> <p>二 賭博類似行為 または暴行</p> <p>三 麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤を施用し、吸飲し、または使用する行為</p> <p>四 トルエンまたは酢酸エチル、トルエンもしくはメタノールを含有する</p>	<p>(新設)</p> <p>(場所の提供および周旋等の禁止)</p> <p>第三十七条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、または青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、またはその周旋をしてはならない。</p> <p>一 みだらな性行為またはわいせつな行為</p> <p>二 とぼく類似行為または暴行</p> <p>三 麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤を施用し、吸飲し、または使用する行為</p> <p>四 トルエンまたは酢酸エチル、トルエンもしくはメタノールを含有する</p>

改正案	現行
<p>シンナー、接着剤、塗料もしくは閉塞用もしくはシーリング用の充填料をみだりに摂取し、または吸入する行為</p> <p>五 前号に定めるもののほか、医薬品または労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六の二に定める有機溶剤で催眠、鎮静、興奮または幻覚の作用を有するもののうち知事が指定したもの（以下「特定薬品」という。）をみだりに摂取し、または吸入する行為</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(インターネットの利用に係る保護者等の責務)</p> <p>第四十三条の二 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第三条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）</p> <p>の活用その他適切な方法により、青少年有害情報（同条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）</p>	<p>シンナー、接着剤、塗料もしくは閉塞用もしくはシーリング用の充填料をみだりに摂取し、または吸入する行為</p> <p>五 前号に定めるもののほか、医薬品または労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六の二に定める有機溶剤で催眠、鎮静、興奮または幻覚の作用を有するもののうち知事が指定したもの（以下「特定薬品」という。）をみだりに摂取し、または吸入する行為</p> <p>2 何人も、青少年がみだりに摂取し、もしくは吸入し、またはこれらの目的で所持することを知つて、青少年に対し、特定薬品の販売等をしてはならない。</p> <p>3 知事は、第二項第五号の規定による指定をしたときは、その旨およびその理由を公示しなければならない。</p> <p>(インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止)</p> <p>第四十三条の二 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得ることができる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。）の機能を有するソフトウェア（特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下「フィルタリングソフト」という。）の活用その他適切な方法により、有害情報（インターネットを利用して得ることができる情報であつて、その内容の全部または一部が著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをい</p>

改正案	現行
<p>を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。</p> <p>2 学校の関係者、青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年のインターネットの利用に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。</p> <p>3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）およびインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）の販売または貸付けを業とする者（次項において「特定電気通信役務提供者等」という。）は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約（青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する役務提供契約を除く。）を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。</p> <p>4 特定電気通信役務提供者等は、前項の確認をした場合において、利用者に青少年が含まれるときは、当該契約の相手方に対し、青少年有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアおよび青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他の必要な情報を提供し、それらの利用を勧奨するよ</p>	<p>う。以下この条において同じ。）を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年の有害情報に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。</p> <p>2 学校の関係者、青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めるとともに、青少年の有害情報に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。</p> <p>3 特定電気通信役務提供者 およびインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）の販売または貸付けを業とする者（以下「特定電気通信役務提供者等」という。）は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約 を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。</p> <p>4 特定電気通信役務提供者等は、前項の確認をした場合において、利用者に青少年が含まれるときは、当該契約の相手方に対し、フィルタリングソフトの活用その他青少年が有害情報を閲覧し、または視聴することを防止するための方法 に関する情報 を提供し、その利用を勧奨するよ</p>

改正案	現行
<p>うに努めなければならない。</p> <p>5 端末設備を不特定または多数の者の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、<u>青少年有害情報フィルタリングサービスの利用</u>その他適切な方法により、<u>青少年有害情報</u>を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めなければならない。</p> <p><u>(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)</u></p> <p><u>第四十三条の三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定による説明をするときは、同条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、それらの内容を記載した書面または記録した電磁的記録（当該説明を受けるべき青少年またはその保護者から書面の交付を求められた場合にあつては、書面に限る。）を交付し、または提供しなければならない。</u></p> <p>2 保護者は、<u>青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定による申出をするときは、保護者がその青少年の携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の利用状況を適切に把握する等により、その青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること</u>その他の規則で定める正当な理由<u>その他規則で定める事項を記載した書面または記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p>	<p>うに努めなければならない。</p> <p>5 端末設備を不特定または多数の者の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、<u>フィルタリングソフト</u>の活用その他適切な方法により、<u>有害情報</u>を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面または電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日または当該契約に係る青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面もしくはその写しもしくは当該電磁的記録または当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。</p>	
<p>4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定による申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を行うことその他の規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面または記録した電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p>	
<p>5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面または電磁的記録の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日または当該契約に係る青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面もしくはその写しもしくは当該電磁的記録または当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。</p>	

改正案	現行
<p>6 知事は、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等が第一項もしくは前項の規定に違反していると認めるときまたは携帯電話インターネット接続役員提供事業者が第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役員提供事業者等または当該携帯電話インターネット接続役員提供事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>7 知事は、前項の規定による勧告をするために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受け、または青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等を使用していると認められる青少年の保護者に対し、報告または資料の提出を求めることができる。</p> <p>8 知事は、第六項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(県民からの申出)</p> <p>第四十五条 何人も、第八条もしくは第九条の規定による推奨、第十条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項もしくは第三十七条第一項第五号の規定による指定、第十条第五項の規定による取消し、第十二条第三項、第十三条もしくは第二十四条第三項の規定による命令または第四十三条の三第六項の規定による勧告をすることが適当であると認めるときは、知事に対して、その旨を申し出ることができる。</p> <p>(諮問)</p>	<p>現行</p> <p>(県民からの申出)</p> <p>第四十五条 何人も、第八条もしくは第九条の規定による推奨、第十条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項もしくは第三十七条第一項第五号の規定による指定、第十条第五項の規定による取消しまたは第十二条第三項、第十三条もしくは第二十四条第三項の規定による命令</p> <p>をすることが適当であると認めるときは、知事に対して、その旨を申し出ることができる。</p> <p>(諮問)</p>

改正案	現行
<p>第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第五号または第十一号の場合を除き緊急を要すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 第十四条第一項の規定により有害玩具刃物類を指定しようとするとき。</p> <p>九 (略)</p> <p>十 第四十三条の三第六項の規定により勧告をしようとするとき。</p> <p>十一 次条の規定により審査請求の裁決をしようとするとき。</p> <p>十二 その他規則で定める場合</p> <p>2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで、推奨、指定、取消し、命令または勧告をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。</p>	<p>第四十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第五号または第十号の場合を除き緊急を要すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 第八条の規定により優良環境の推奨をしようとするとき。</p> <p>二 第九条の規定により優良興行または優良図書等の推奨をしようとするとき。</p> <p>三 第十条第一項または第五項の規定により有害興行を指定し、または当該指定を取り消そうとするとき。</p> <p>四 第十一条第一項の規定により有害図書等を指定しようとするとき。</p> <p>五 第十一条第二項第一号および第二号の規定により規則を定めようとするとき。</p> <p>六 第十二条第三項の規定により有害図書等の陳列場所の変更もしくは陳列方法の改善または同条第二項の掲示を命じようとするとき。</p> <p>七 第十三条の規定により有害広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命じようとするとき。</p> <p>八 第十四条第一項の規定により有害がん具刃物類を指定しようとするとき。</p> <p>九 第三十七条第一項第五号の規定により特定薬品を指定しようとするとき。</p> <p>(新設)</p> <p>十 次条の規定により審査請求の裁決をしようとするとき。</p> <p>十一 その他規則で定める場合</p> <p>2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで、推奨、指定、取消しまたは命令をしたときは、次の審議会に報告しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(罰則)</p> <p>第五十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十条第三項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者</p> <p>二 第十一条第四項の規定に違反した者</p> <p>三 第十三条の規定による命令に違反した者</p> <p>四 第十四条第四項の規定に違反した者</p> <p>五 第十九条第一項または第二項の規定に違反した者</p> <p>六 第二十六条の規定に違反した者</p> <p>七 第二十九条第一項の規定に違反した者</p> <p>八 第三十五条第二項の規定に違反した者</p> <p>九 第三十五条の二第一項または第二項の規定に違反した者</p> <p>十 <del>第三十五条の三の規定に違反した者</del></p> <p>十一 第三十七条第二項の規定に違反した者</p> <p>十二 第三十七条の二の規定に違反した者</p> <p>十三 第四十二条第二項の規定に違反した者</p> <p>十四 第四十二条の二第一項の規定に違反した者</p> <p>十五 第四十三条の規定に違反した者</p> <p>4 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第五十一条 第三十五条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役または百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十六条の規定に違反した者</p> <p>二 第三十七条第一項の規定に違反した者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十条第三項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者</p> <p>二 第十一条第四項の規定に違反した者</p> <p>三 第十三条の規定による命令に違反した者</p> <p>四 第十四条第四項の規定に違反した者</p> <p>五 第十九条第一項または第二項の規定に違反した者</p> <p>六 第二十六条の規定に違反した者</p> <p>七 第二十九条第一項の規定に違反した者</p> <p>八 第三十五条第二項の規定に違反した者</p> <p>九 第三十五条の二第一項または第二項の規定に違反した者</p> <p>(新設)</p> <p>十 第三十七条第二項の規定に違反した者</p> <p>十一 第三十七条の二の規定に違反した者</p> <p>十二 第四十二条第二項の規定に違反した者</p> <p>十三 第四十二条の二第一項の規定に違反した者</p> <p>十四 第四十三条の規定に違反した者</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金または料料に処する。</p>

改正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成三十二年七月一日から施行する。ただし、第三十五条</p>	<p>一 第十条第三項の規定に違反して、同条第二項の規定による指定のあつた旨および青少年の入場を禁ずる旨の掲示をしなかつた者</p> <p>二 第十二条第三項の規定による命令に違反した者</p> <p>三 第十五条第一項の規定による届出もしくは同条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者</p> <p>四 第十六条第一項の規定による届出もしくは同条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者</p> <p>五 第二十二條の二第一項の規定による届出もしくは同条第二項の規定による変更の届出をせず、または虚偽の届出をした者</p> <p>六 第三十三條第一項の規定に違反した者</p> <p>七 第三十四條の規定に違反した者</p> <p>八 第四十二條の二第二項の規定に違反した者</p> <p>5 第四十四條第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、資料の提出をせず、もしくは虚偽の資料の提出をし、または質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者は、十萬円以下の罰金または料料に処する。</p> <p>6 何人も、青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第五項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>の三を加える改正規定および第五十一条第三項の改正規定は同年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	